

## 入間市総合計画審議会公募委員選考基準

入間市総合計画審議会公募委員の選任にあたり、「入間市審議会等の設置及び運用に関する指針」（以下「指針」という。）及び「入間市審議会等の委員の公募に関する要領」（以下「要領」という。）に基づき、企画部内に本審議会選考委員会を設置し、選考に当たっては指針及び要領に定められている事項のほか下記基準により行うものとする。

### 1 選考委員会

選考委員会は以下の者とし、委員長は企画部長とする。なお、委員会の庶務は企画課未来共創政策推進室にて行うこととする。

- ・ 企画部長
- ・ 企画部次長
- ・ 企画部副参事（未来共創政策推進担当）
- ・ 企画課未来共創政策推進室長

### 2 選考対象

下記のすべての条件を満たす者を選考の対象とする。

- (1) 本市に在住し、在勤し、又は在学する者
- (2) 応募する日現在において18歳以上の者
- (3) 他の審議会等の委員を兼ねている件数が3件以内の者
- (4) 応募期間内に応募用紙が受理された者、もしくは応募フォームに入力していることが確認できた者

### 3 選考基準

幅広い市民から意見を伺うことができるよう、応募者に関する項目（以下(1)～(3)のとおり）に付記した事項を踏まえて、選考委員の合議により選考する。

#### (1) 委員構成

男女共同参画の観点から審議会等の委員定数の35%以上を女性委員とする市の方針を満たすように選考する。

#### (2) 年齢構成（子育て世帯や若者世代の参画）

「次期入間市総合計画策定方針」では、こども基本法の趣旨に鑑み、未来を担う子ども・若者世代からの意見を踏まえて策定することが重要であるとしている。その視点を踏まえ、本審議会の公募委員においては、小学生以下の子がいる子育て世帯の者や若者世代（40歳未満）からの意見を取り入れられるように選考する。

#### (3) 応募の動機

応募の動機が明確であり、今後10年間のまちづくりについて、主体的な視点で審議に参加できるかを応募用紙及び応募フォーム（以下「応募用紙等」という。）に記載された内容から選考する。

なお、別紙の添付、欄を超えての記載及び記載欄以外に記載がある場合や、記載がない

場合は選考の対象外とする。

#### 4 選考に要する書類等

- (1) 応募用紙等
- (2) 受付簿
- (3) 審査表

#### 5 選考方法

- (1) 選考方法は応募用紙等による書類選考とする。
- (2) 公募委員の選択は、本選考基準により評価の高い者から順次行う。

#### 6 その他

- (1) 応募用紙等に記載されている事項については可能な限りの確認を行い、記載事項に虚偽が認められる場合は選考の対象外とする。
- (2) 選考委員会における書類選考の内容及び結果の概要は市長に報告するものとする。
- (3) 書類選考の結果は応募者全員に通知するものとする。
- (4) その他、選考委員会の運営等に関することは、その都度、選考委員会の委員長が定める。